

若者夫婦・子育て世帯向け（公営住宅・改良住宅・市営再開発住宅・市営特別賃貸住宅・市営すまいりんぐ(子育て応援型)）の申込資格

次の申込資格の全部に該当し、かつ、入居収入基準を満たしている方

【申込資格】

- ① 現在大阪市内に居住している（住民登録をしている）か、又は大阪市内に勤務先を有していること
※市営特別賃貸住宅及び市営すまいりんぐ（子育て応援型）は、独立の生計を営んでいる方であれば、居住地や勤務地による制限がなく、申込みができます。
- ② 次のいずれかに該当される方。ただし、婚約者との構成で申込みされる場合、申込日現在婚約中で、婚姻（入籍）する日が当該住宅の本市の指定する入居契約日までであること
 - (ア) 現在同居しているか、又は同居しようとする高等学校修了前とされる年齢（18歳まで）の子どもを含む親子を中心とした2人以上の親族（内縁関係及び婚約者を含む。）で構成する世帯であること
 - (イ) 申込者とその配偶者（内縁関係含む）のみからなる世帯であって、そのうち、いずれかが40歳未満であること
- ③ 入居しようとする家族全員の収入合計が市又は国で定める基準の範囲内であり、かつ、家賃の支払い能力があること
- ④ 現在、住宅に困窮されていること（市営再開発住宅、市営特別賃貸住宅及び市営すまいりんぐ（子育て応援型）は、現在、住宅を必要とされていること）
- ⑤ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）が、市営住宅に係る未納の家賃もしくは駐車場使用料又は市営住宅もしくは共同施設に係る損害賠償金がある方でないこと
- ⑥ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）が、本市からの明渡請求（家賃滞納を原因とする場合等を除く。）を受けて市営住宅を明け渡した方であって、かつ、その明渡しの日の翌日から起算して5年を経過していない方でないこと
- ⑦ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）が暴力団員でないこと

※市営再開発住宅・市営特別賃貸住宅・市営すまいりんぐ(子育て応援型)の申込資格における親族とは、特定優良賃貸住宅の供給に関する法律施行規則第1条第1項に定める同居親族等のことをいいます。

※親族には、大阪市ファミリーシップ制度に基づくファミリー（パートナー）シップ関係にある方を含みます。

※既婚者には、大阪市ファミリーシップ制度に基づくファミリーシップ宣誓書受領証が交付された日が入居の申込みをした日の属する月の前年同月の1日以降である、パートナーシップ関係にある方を含みます。

【入居収入基準】（給与所得者が1名で特別控除のない場合）

家族人数 住宅種別		2人家族	3人家族	4人家族	5人家族	6人家族
公営 住宅	「高齢者世帯等」 に該当しない場合	3,511,999 円以下	3,995,999 円以下	4,471,999 円以下	4,947,999 円以下	5,423,999 円以下
	「高齢者世帯等」 に該当する場合	5,035,999 円以下	5,511,999 円以下	5,987,999 円以下	6,463,999 円以下	6,897,777 円以下
改良住宅		3,511,999 円以下	3,995,999 円以下	4,471,999 円以下	4,947,999 円以下	5,423,999 円以下
再開発住宅 特別賃貸住宅 市営すまいのんぐ (子育て応援型)		8,248,888円以下 3,512,000円以上	8,654,000円以下 3,996,000円以上	9,034,000円以下 4,472,000円以上	9,414,000円以下 4,948,000円以上	9,794,000円以下 5,420,000円以上
		(2,912,000円以上)	(3,452,000円以上)	(3,948,000円以上)	(4,420,000円以上)	(4,896,000円以上)

※「高齢者世帯等」については、別添資料をご覧ください。

※()の金額は入居する世帯のうち 50 歳未満の者にかかる所得金額が世帯全員の合計所得金額の 2 分の 1 以上ある場合に適用される下限の額です。